② 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づく分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

③ 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。

④ 本工事は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」の試行工事である。

⑤ 本工事は、調査基準価格を下回る額の入札があり、低入札価格調査を実施した後、調査基準価格を下回る額で入札した者と契約を締結した場合は「低入札工事における出来高部分払方式」を適用する試行工事である。

⑥ 本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価について合意するものとする。

(A) 本方式の実施方式としては、

イ） 単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。ロ）において同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）

ロ） 包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

(B) 受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。

(C) その他本方式の実施手続きは、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（水資源機構ホームページの「入札・契約情報／お知らせ」に記載）によるものとする。

(7) 本工事は、下請け業者への適正な支出の確保のため、本契約における下請け業者への支出状況を随時確認する工事である。

(8) 入札、契約及び技術提案の詳細は、入札説明書による。

2 競争参加資格 次に掲げる条件を満たしている単体有資格業者（以下「単体」という。）、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）、事業協同組合又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年４月３日付け独立行政法人水資源機構理事長）に示すところにより、独立行政法人水資源機構理事長から「川上ダム本体建設工事」に係る特定ＪＶとしての競争参加資格（以下「特定ＪＶとしての資格」という。）の認定を受けている者であること。

(1) 以下の各号に該当しない者であること。

① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

② 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注した工事の請負契約において、本入札公告の日から過去２年以内に次の(A)から(G)までのいずれかに該当する事実があると認められる者

(A) 契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にした事実

(B) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実

(C) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実

(D) 監督又は検査の実施に当たり、役員又は職員の職務の執行を妨げた事実

(E) 正当な理由なくして契約を履行しなかった事実

(F) 受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実

(G) (A)から(F)までのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した事実

③ 機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者

④ 会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ。）に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号。以下同じ。）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者

⑤ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

⑥ 営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者

(2) 機構における平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち土木一式工事の認定を受けていること。ただし、本公告時に一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者についても、一般競争参加資格確認申請書及び一般競争参加資格確認資料（以下「確認申請書等」という。）を提出することができるが、競争に参加するには、開札時において、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていること。特定ＪＶとしての資格の認定を受けていない者についても、確認申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において、特定ＪＶとしての資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていること。

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る再認定を受けていること。

(4) 経常ＪＶ及び事業協同組合又は特定ＪＶとして確認申請書等を提出した場合、その構成員は、単体又は他の特定ＪＶの構成員として確認申請書等を提出することはできない。

(5) 機構における一般競争（指名競争）参加資格業者のうち土木一式工事の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が1,250点以上であること。((3)の再審査に係る認定を受けた者にあっては、再審査に係る認定の際に、客観点数が1,250点以上であること。）

(6) 入札説明書に記載する条件を満たす施工実績を有すること。

(7) 入札説明書に記載する条件を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を契約締結の翌日から本工事に専任で配置できること。特定JVによる申請の場合は、構成員毎に配置予定技術者を専任で配置すること。

(8) 単体、経常ＪＶ、事業協同組合及び特定ＪＶの代表者及び構成員は、確認申請書等の提出期限から開札の時までの期間に、機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「指名停止措置要領」という。）に基づき、淀川水系関連区域において指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、指名停止措置要領別表第１の措置要領に該当することによる指名停止については、本工事への参加を認めることがある。この場合当該指名停止の期間に応じて技術評価点を減点する。

(9) 提出された技術提案書（全体施工計画、全体工事計画工程表を含む。）（以下「技術提案」という。）に関する提案内容が、発注者の設定している設計図書及び制約条件を満たしていること。

(10) 機構が発注した工事のうち、平成27年１月１日から平成28年12月31日までの２年間に元請けとして完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工種「土木一式工事」に係る工事成績評定表の評定点の年平均が２年連続で65点未満でないこと。

(11) 本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(12) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）